

奈 政 行 第 27 号  
平成 31 年 2 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 道 端 孝 治 様  
同 三 橋 和 史 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

## V. 公有財産の管理に関する監査結果

### 2. 公有財産の管理に関する全般的検討

#### (2) 公有財産台帳の管理手続

##### ③用途廃止

（資産経営課）

##### 【監査結果】

行政財産とは、「公用または公共用に供し、または供することと決定した財産」である（地方自治法第238条第4項）。そのため、行政財産としての用途をなくした公有財産については、用途廃止手続を行う必要がある。

しかし、今後も公用または公共用に供しまたは供する予定がないのにもかかわらず、財産分類を変更せずに、行政財産のまま長期に亘って所管しているものが散見された。

行政財産の用途廃止手続及び通常普通財産を管理する管財課への所管換えが遅れている原因は、行政財産取得の際に国庫補助金を受領しているため、用途廃止になると補助金返還等を要すること、所管課が積極的に意思決定を行わないこと、境界が未確定のため用途廃止に際して測量等を行う必要があるが、所管課に十分な予算がないため意思決定が遅れてしまうこと等が挙げられる。

近年は、適化法等の適用も緩和されつつあるので、転用等も行いやすい環境になりつつある。

よって、後述のアセットマネジメントを統括する部署等が当該緩和化の傾向等を所管課に通知し、定期的に事業計画の実行可能性等の検証を行い、用途廃止手続が漏れなく実施されるように指導されたい。

##### 【措置の内容】

平成27年度の公有財産システム導入以降、毎年年度当初に用途廃止手続を含め公有財産に関する手続について通知を行い周知するようにしました。

また、健全な行財政運営及び経営、総合的な公有財産の管理、活用のため「奈良市資産経営推進会議」が平成28年4月に発足し、この組織において、行政財産

の事業計画の実行可能性等の検証を行い、土地の売却処分等を行いました。今後も定期的に行政財産の事業計画の実行可能性等の検証を行い、公共施設、公有財産の再配置、諸計画を検討していきます。

#### ④所管換え・所属替え

(資産経営課)

##### 【監査結果】

すでに所管換え・所属替えされているにもかかわらず、公有財産台帳上は所管換え・所属替え手続が行われていない財産が散見された。原因としては、もとの所管課から次の所管課への報告漏れ、次の所管課における入力漏れ等が考えられる。

速やかに実施するとともに、今後同様に所管課で用途廃止手続が行われた際は、所管換え・所属替え手続も漏れなく実施されるように指導されたい。

##### 【措置の内容】

平成27年度の公有財産システム導入以降毎年年度当初に公有財産に関する手続について通知を行い周知するようにしました。